

特定健診・特定保健指導の流れ

1 特定健診

医療保険者から案内された健診機関から選んで受診します。

基本的な健診
(問診+基本的な検査)

+

詳細な健診

結果に基づき



2 判定・結果通知

生活習慣改善の必要レベルを3段階に分けて判定、通知されます。

生活習慣改善の必要性が

低い方

生活習慣改善の必要性が

中程度の方

生活習慣改善の必要性が

高い方

情報提供

健診結果から現在の健康状態をしっかりと把握。健康的な生活を送るための生活習慣の見直しや改善に役立つ情報を提供します。

3 特定保健指導

検査値改善のために目標を設定して保健指導を受けます。

動機付け支援

メタボリック症候群のリスクが出現し始めた人です。自分の生活習慣の改善点に気づき、自分で目標を設定し、保健師・栄養士などのサポートを受けます。

積極的支援

メタボリック症候群のリスクが重なっている人です。内臓脂肪の減量のための行動目標を立てて、一定期間、保健師・栄養士などのサポートを受け、健康づくりを継続します。

■具体的な検査内容

これまでの基本健診と大きく変わりませんが、新しく腹囲の測定が加わり、内臓脂肪の蓄積の程度などを調べます。

ほかに、血圧・血糖・脂質・尿検査・肝機能検査や喫煙歴などの生活習慣などの問診を行います。その結果から、生活習慣改善の必要レベルを判定します。

■本市国民健康保険は、

前記に次の事項を付け加え計画を行います

- ① 対象者は、40歳～74歳の国民健康保険加入者です。
- ② 生活習慣病を予防するために健診の基本項目をより充実します。
- ③ 受診券を発行し、それぞれの自宅にお届けします。
- ④ 地域ごとに実施期間を定めますので、その期間内に健診を受けてください。

* 期間は5月～8月です(期間内に受診できない方は、10～11月に再度個別健診を実施するので受診してください)。

- ⑤ 居住地域だけでなく、市内の医療機関で受診できます。

* 土・日曜日に健診ができる医療機関を設けます。

- ⑥ 65歳以上の方は、介護予防健診と同時に受診できます。

□健診を受診してください

あなた自身の健康を守るため、また、高齢社会における医療費の増加を防ぐためにも年に1回の健診を欠かさないようにしましょう。

□75歳以上の方へ

薩摩川内市国民健康保険加入者と同じ形で健診を受診することができます。詳しくは、お問い合わせください。

● 問合先 Ⅱ 本庁国保介護課国保グループ(内線2643)